

地下の正倉院展 【年号と木簡】 第Ⅰ期展示木簡

第Ⅰ期 一〇月二日(土) — 一〇月二七日(日)

第Ⅱ期 一〇月二十九日(火) — 十一月一日(日)

第Ⅲ期 十一月二日(火) — 十一月四日(日)

*木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の釈文を改めている場合があります。
※展示番号の上部に記した◎は国宝を示します。

年号使用のはじまり

1 但馬国からの大豆の荷札

(藤原宮二九次、SD170出土。『藤原宮木簡三』一一七三号)

(表) 己亥年十二月二方評波多里

(裏) 大豆五斗中

長さ一六〇mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○一九型式

己亥年(文武天皇三年・六九九)に、但馬国から届けられた大豆の荷札。二方評波多里は、『和名抄』の但馬国二方郡八太郷にあたる(今の兵庫県美方郡新温泉町付近)。「延喜式」によると、但馬国交易雑物に「醬大豆」がみえる(民部式下63交易雑物条)。数量に続く「中」は、「入」と同じ意味で、大豆五斗が俵の中に納められていることを示すのであろう。

年紀は、七世紀には十千十二支で冒頭に記されていたが、大宝令の規定により、年号を用い末尾に記されるようになった。儀制令に「凡そ公文に年を記すべきは、皆、年号を用いよ」とみえ(26公文条)、この条文について、大宝令の注釈書「古記」は、「大宝と記して辛丑と注さざるの類なり」とする。年の表し方と書く位置の変更は、出土点数の格段に増えた現在においても、わずかな例外が知られるのみである。

4 石川宮の別勅賜物の送り状

(飛鳥藤原第一一五次、SX501出土。『飛鳥藤原京木簡二』一四六八号)

(表) 〇石川宮出椽一石 糸一斤
布一常

(裏) 〇大寶二年八月十三日 書吏進大初位下

長さ二三〇mm・幅三四mm・厚さ三mm ○一九型式

「石川宮」の家政機関の役人(書吏)が作成した文書。下端を欠損している。「石川宮出す」からはじまり、石川宮が藤原宮内で賜わった椽・糸・布を宮外の邸宅に搬出する際の送り状として用いられたと考えられる。律令制下には、宮の門の通行、とりわけ物資の搬入や搬出には、門榜と呼ばれる通行許可証を必要とし、中務省、衛府に属する門司が通行許可証をチェックしていた(宮衛令18儀仗軍器条・25諸門出物条)。この規定には、「別勅に賜ふ物は、この限りに在らず」とみえ、天皇の特別な勅により賜われるものには例外規定もあるが、門を通るための証明そのものは必要なので、通行許可の木簡は存在したらしい。

書吏の官位「進大初位下」は、文武天皇一四年(六八五)の冠位制から大宝令の位階制へ切り替える際、新旧の対応関係を示す

ための位階表記で、大宝元年（七〇一）・二年に特有なものである。上端より九〇〇や左寄りの場所に直径約八〇の穿孔があるが、これは、宮城門の門司によって回収された後に二次的に施されたものである。孔を穿つ際、木目方向に亀裂が入っている。

「大宝」は、対馬から金が貢納されたことにちなんだ年号で、文武天皇五年（七〇一）三月二二日に定められた。

木簡をよむ 1—石川宮は誰か？

4の「石川宮」は、奈良県明日香村の飛鳥池遺跡南地区から出土した七世紀後半の木簡にもみられ（『飛鳥藤原京木簡一』六七号）、同じ水溜遺構から「石河宮」と記した墨書土器（土師器鍋）も出土している。4にみえる「書吏」には大少の区別がないので、大宝二年（七〇二）段階の石川宮の主人は、三品・四品の親王もしくは内親王、あるいは三位の諸王・諸臣と推測される。ただし、類例からみて親王・内親王の場合は「某皇子宮」「某親王宮」などと記されたのみならず、可能性は低い。諸王の場合、奈良時代には長屋王、市原王の敬称や居所などをそれぞれ長屋宮、市原宮と記した事例があり、吉備大宰を務めた石川王も候補となるが、文武天皇八年（六七九）に任地で没しており、候補からはずれる。この人物のほか、同時代に生きた石川王は知られない。加えて、石川は蘇我馬子の石川宅、蘇我倉山田石川麻呂などにみられるごとく、蘇我氏との結びつきも強い土地である。

こうした事例をふまえ、『統日本紀』慶雲元年（七〇四）正月壬寅（一六日）条にみえる「石川夫人」を、御名部内親王（高市皇子の妻）と阿閉内親王（のちの元明天皇）の母で、蘇我倉山田石川麻呂の女石川姪娘と断じ、夫人は後宮職員令によれば三位にあたり、石川姪娘は二年前の大宝二年にも三位夫人であったとみられることから、石川宮の主人を、石川姪娘と推定する見解がある（竹内亮「石川宮考」館野和己編『日本古代のみやこを探る』勉誠出版、二〇一五年）。

祥瑞と年号

7 役人の履歴書風の木簡

（三三七次、第一次大極殿院整地土出土。『平城宮木簡七』一一二八五号。以下、宮七一―一一二八五のように略す）

癸卯年太寶三年正月宮内省□四年□□
〔入カ〕
年慶雲三年丁未年慶雲肆年孝服

長さ（一七四）mm・幅三〇mm・厚さ四mm ○一九型式

役人の履歴書風の内容を記した珍しい木簡。ある下級役人が「癸卯年」□「太（大）宝三年」（七〇三）に宮内省に勤め始めてから、「丁未年」□「慶雲肆（四）年」（七〇七）に「孝服」（親の喪）により一時辞職するまでの経歴が書かれている。「孝服」の下に文字はなく、また裏面も空白のまま残されているから、記載すべき履歴は元々ここまでだったと思われる。律令では、父母を亡くしたときは一年間の喪に服し、官人は一度職を辞さねばならないことになっていた（喪葬令17服紀条・仮寧令3職事官条）。

「癸卯年」や「丁未年」は、干支年と呼ばれる年の表し方である。干支とは、十干（甲乙丙丁戊己庚辛壬癸）と十二支（子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥）を組み合わせて六〇通りのパターンを作りだすもので、これを順番に当てはめて、日にちや年を表すのに用いる（年の場合、この干支が一巡することを「還暦」という）。

7の場合、干支と年号が併記されている。日本では、七世紀にも「大化」「白雉」「朱鳥」などの年号が用いられたとされるが、その使用期間や地域は限られていたらしい。それが八世紀最初の年である七〇一年に年号「大宝」が定められ、以来今日の「令和」まで、一度も途切れず使用され続けてきている。

なお、7に見えるような干支年と年号の併記からは、使い慣れた干支年表記の方がわかりやすく、年号で書いてもすぐにはピンとこなかった役人たちの意識をうかがうことができるだろう。年の記載方法を干支年から年号に改めた直後の過渡的な様子を鮮やかに伝える記載といえよう。

「慶雲」は、藤原宮の西楼の上に現れた雲にちなんだ年号で、大宝四年（七〇四）五月一〇日に改元した。

10 越前国からの米の荷札

（九二次、SD3825A出土。宮七一―二七五二）

（表）越前国能登郡翼倚

（裏）庸米六斗 和銅六年

長さ一〇三mm・幅三三mm・厚さ三mm ○三九型式

越前国能登郡翼倚（里）は、『和名抄』の能登国能登郡与木郷にあたる。今の石川県羽咋市東部から鹿島町西部に相当する地域である。羽咋・能登・鳳至・珠洲の四郡からなる能登国は、養老二年（七一八）に分立するまで越前国の一部だった。その後、天平一三年（七四一）に今度は越前国に併合、天平宝字元年（七五七）に再び能登国として分立した。

庸米は、庸として貢進された米。衛士・仕丁・采女や役民の食料に充てられた。貢進量は正丁一人あたり三斗（今の一斗三升五合。約二〇kg）。六斗で梱包されたのは、一人一日あたりの食料が二升で、その一ヶ月（三〇日＝旧暦の大の月）分の食料にまとめるためである。庸米には、ほかに五斗八升の梱包の例もある。これは、小の月（二九日）にも対応できるようにするためである。つまり、大の月、小の月の一人分の食料に充てるのに便利なように、あらかじめ二種類の梱包形態を設定して納めさせたのである。

◎13

筑後国からのアユの荷札

（二三次北、SD3035出土。宮二―二二八八）

（表）筑後国生葉郡煮塩年魚伍斗

（裏）

靈龜二年

□〔上カ〕

長さ一六九mm・幅一九mm・厚さ四mm ○三一型式

筑後国生葉郡（今の福岡県うきは市付近）からの「煮塩年魚」は、左京の人高田久比麻呂が献上した瑞龜にちなんで名付けられた年号で、和銅八年（七一五）九月二日、元正天皇の即位日に改元した。材は、西海道諸国の荷札に顕著にみられる広葉樹。墨痕が薄くやや読みにくいのが、特に表面の文字は美しく整った楷書である。税目は明記されないが、贅とみるに相応しい典型的な国衙用書風である。

西海道諸国（今の九州地方）の調庸は大宰府に一括して納められた。一部が平城京に搬送されたと考えられているが、それらの荷札には、13のように広葉樹を用いたものが多い（宮一―二八三、二九四など）。しかし、大宰府跡から出土する（＝管内の西海道諸国から大宰府に送られた）荷札は、ほとんどがヒノキやスギであるという。そうすると、都に進上する木簡のみ、大宰府であえて広葉樹を選んで製作し、付け替えていた可能性が高くなる。そ

断面円形に精巧に加工された完形の棒軸。中央部がやや細く心持ち撥型を呈する。両木口の外周に沿って、軸に巻かれていた文書名を時計廻りに記す。文字はきわめて小さく、丁寧な楷書である。本来は両端とも同文を書くつもりだったのだろうが、一端は「養老七年」の「老」を書き落としている。養老七年は七二三年。「養老」は、元正天皇が行幸した美濃国多度山の美泉にちなんだ年号で、霊龜三年（七二七）十一月一七日に改元した。

「肥後国第三益城軍団」は、肥後国の第三番目の軍団である益城軍団の意か。肥後国には益城郡があり、おおよそ今の上益城郡・下益城郡に相当する。「歴名帳」は、人名を列記した帳簿。つまりこの軸に巻かれていたのは、養老七年時点で益城軍団に所属していた兵士の名簿である。養老令の規定によれば、諸国はこのような兵士の名簿を毎年作成し、兵部省に提出する決まりであった（軍防令14兵士以上条）。

（三九次、SD4951出土。宮三二八九二）

〔壁〕松カ
郡大□郷□□里 海部麻呂養老四年庸塩一斗五升

長さ三五五mm・幅二四mm・厚さ七mm ○三二型式

大壁郷から庸として届けられた塩の荷札。下部右端に養老四年の年紀がある。養老四年は七二〇年。左は割れて欠損。表は「郡」字の上および「郡」字から「里」字までの左半、「呂」年「庸塩」字の一部が削られる。「和名抄」から、参河国渥美郡大壁郷（今の愛知県田原市付近）と考えられる。二条大路木簡に参河国渥美郡大壁郷松間里の調塩の荷札があり（城二四一―二四上）、コザト名は松間里の可能性がある。「延喜式」で参河国は庸塩輸納国であり（主計式上17参河国条）、また東海地方の塩荷札木簡は比較的

大型で、○三二型式であることも合致する。

庸の訓は「チカラシロ」であり、歳役労働の代わりに物品を納めることが原型。庸塩の負担量は、神龜六年（七二九）志摩国輸庸帳（『大日本古文書（編年）』一巻三八五頁）や『延喜式』（主計寮上3諸国庸条）によれば正丁一人一斗五升で、また木簡の実例にも、備前国児島郡から二人分を合成して庸塩三斗を貢納している例があり（城四四一―一〇下（一〇））、一人あたりは一斗五升となる。この一斗五升という量目は、22と一致する。

25 続労銭の付札

（三二次補、SD4100出土。宮六一九〇六四）

〔表〕益田君倭麻呂続労銭

〔五カ〕

〔裏〕神龜五年□月廿七日

長さ一四四mm・幅一五mm・厚さ三mm ○三三型式

益田君倭麻呂の続労銭の付札。官職や位階が書かれておらず、出仕したばかりの者であろうか。続労銭は、資銭ともいい、定員オーバーで官職に就けなかった六位以下の役人や位子（六位から八位までの役人の嫡子）などが納める銭のこと。これにより位階昇進判定の対象となる資格（「考」）をつなげることができる、文字通り「労」を「続」ぐための「銭」である。この木簡には額は記されていないが、五〇〇文が定額だった。また、この木簡には続労銭の木簡に多く見られる式部省が検収したことを示す追記が残らない。神龜五年は七二八年。「神龜」は、左京の人が捕獲した白亀にちなんで名付けられた年号で、養老八年（七二四）二月四日、聖武天皇の即位当日に改元した。やや小振りだが、非常に丁寧な作りが目を見取れる。切り込みの加工も四周の削りもきっちり仕上げられ、上下両端は山形に整形されているが、形に実用上の意味はなさそうである。

(二〇次、SK2102出土。宮二二〇八一)

周岐里海部 神亀五年
調海藻六斤

長さ(九八)mm・幅二九mm・厚さ二mm ○三九型式

周岐里からの調のワカメの荷札木簡。下端原形、上半折損。周岐里は不詳であるが、木簡の書式や形状等から、隠伎国の可能性が高い。あるいは周吉郡内のコザトかとも思われるが、『和名抄』に周吉郷はみえず、「周吉」を冠するサトの存在も確認できない。また、周吉郡の木簡の人名に海部は見当たらない。神亀五年は七八年。

海藻はメと読み、現在のワカメを指す。調の海藻は基本的に六斤である。なお、隠伎国の荷札木簡は、年紀を記すことが比較的多い傾向が認められる。

31 クラに関する物品？の付札

(二〇四次、SD5300出土。『平城京木簡三』四九八六号)

蔵参拾肆 天平八年八月廿二日
栗前男龍

長さ六九mm・幅一六mm・厚さ四mm ○三二型式

小型の付札。丁寧な加工で文字も端正。割書の右行に年紀が記される。天平八年は七三六年。「天平」は、背中に「天王貴平知百年」の文がある亀を左京職が献上したことにちなんで名付けられた年号で、神亀六年(七二九)八月五日に改元した。

冒頭に「蔵」とあるが、建物に括り付けたとは考えがたいから、蔵に関わる何らかの物品に括り付けたものであろうか。木簡の大

きさからみて小型の物品で、数字を大字(13を参照)で記すこと、責任者とみられる人名(栗前男龍)を記すことからは、貴重品と予想される。

同じ二条大路木簡の中には、31と同じ書式で、大きさもよく似た木簡が見つかっている。日付は同じ天平八年八月二日、人名も同じ栗前男龍で、冒頭には「蔵参拾壹」と書かれている(城三一―二一上)。匙は一般に海老錠を開けるための牡錠をいい、この場合はカギの付札(キーホルダー)とみても矛盾はなさそうである。31も蔵のカギのキーホルダーの可能性はある。

壹からの通し番号がついた同様の付札が存在し、さまざまな物品に付けられ、それらを栗前男龍が管理していたのだろうか。

◎34 越前国からの銭の荷札

(二〇次、SK2102出土。宮二二〇七九)

(表)越前国大野郡調銭
(裏)貫 天平元十月廿一日

長さ七一mm・幅二四mm・厚さ三mm ○三二型式

越前国大野郡(今の福井県東部)から調として納められた銭の荷札。裏面に年紀があるが、天平元年(七二九)の「年」が抜けている。意図的に省略したとすれば興味深い。単に書き落としただけかもしれない。裏面冒頭の文字は、左の方に横画が少し見えるのみだが、文字が書けるスペース及び類例からみて、一貫(一錢一千枚)であろう。同じ遺構からは、同じ天平元年の年紀をもつ、播磨国佐用郡(今の兵庫県佐用郡の中南部)の調銭一貫の荷札が見つかっている。

調の銭納は和銅五年(七二二)一二月に始まり、『続日本紀』同月辛丑(七日)条、貢納地域は当初、京と畿内諸国であったらしい。のち養老六年(七二二)九月に畿内周辺国に拡大され

ており、『続日本紀』同月庚寅（二二日）条）、越前は播磨とともに、このとき拡大された国の中に入っている。その後いつまで調錢を貢納していたかについては明らかでない。九世紀には調錢貢

納国はほぼ京・畿内に限られていたようで、『延喜式』（主計寮上3諸国調庸条）では越前国の調の品目に錢は見えない。

四文字の年号

37 杭材を採る仕事の割り当てを記した木簡

（二次南、S D 3 1 1 3 出土。宮二二八四三）

(裏)	原採杭材遣	盛一束	天平勝寶八歳十一月九日上野豊浜
(表)	男□□	万呂新	刀佩逃
	病二人	黒金逃	犬万呂新
	見十三人	五百嶋已上二人菅原	良否万呂
			少咋新
			奴飯万呂盛
			殿万呂内舎□
			稲人病

長さ(三二八)mm・幅(三三)mm・厚さ五mm ○一九型式

上下両端及び右辺は欠損。左辺は上部が割れるが下部は原形をとどめる。某原で杭材を採る仕事の割り当てを記したものである。裏面に「天平勝寶八歳（七五六）の年紀が記される。「天平勝寶」は、天平感宝元年（七四九）七月二日、孝謙天皇の即位に伴って改元された。「年」ではなく「歳」と記すのは、天平勝寶七年正月四日の勅によるもので、唐の影響とされる。「歳」の表記は、天平勝寶九歳八月一日に天平宝字と改元されるまで続いた。

年紀が本来の木簡の幅のほぼ中央に記されていると仮定すると、右辺の欠損はわずかで、表面は一段につき三人の名前が記さ

れていると考えられる。表面冒頭の「病二人」と「見十三人」を足すと計一五人で、現状で確認できる一一名のほか、四段目の稲人の右の欠損部に一名、元来あったはずの五段目に三名、合わせて一五名と推定される。

各人の名前の下にはやや右に寄せて注記が施される。「薪」と注記のあるものは、採薪に充てられたものか。正倉院文書には仕丁が採薪にあたったことが散見し、木簡にも見える（宮二二一九八〇）。菅原は地名か。菅原は今の奈良市西郊一帯をいう。

裏面末尾の豊浜は、文字の大きさや字配りが年紀の部分と異なり、自署の可能性もあるう。

(二)一次、SD2700出土。宮二―二二二四)

天平勝寶七歳十月

長さ二五八mm・幅二二〇mm・厚さ四mm ○三二型式

上下両端と左辺は原形をとどめるが、右は割れており、元来はもつと幅が広がったと考えられる。左上に切り込みがあることから付札と判断される。年紀が記されている点からみれば、狭義の付札(都で作成された整理用のラベル)というよりは、各地から送られてきた荷札の可能性が高いか。天平勝寶七歳は、七五年。一〇月は、調の納入時期で矛盾がない。

年紀の書き出しが木簡の中央付近からであること、推定される元来の幅からみて年紀が左に寄っていること、木簡の左上から右下に向かって斜めに割れていることなどを勘案すると、片面記載で上部が一行書き、下部が二行書き(割書き)で、年紀は割書の左行にあたると推測できる。しかしながら、荷札と仮定した場合でも、貢進国や品目を絞り込むのは難しい。

43 大学寮から宿直担当者を報告する木簡1

(三)二次補、SD4100出土。宮四―三七五三)

大学寮解

申宿直官人事

直講正八位上濃宜公水通

天平寶字八年□月十一日

〔九カ〕

長さ二四一mm・幅三三mm・厚さ三mm ○一型式

大学寮が上級官司の式部省に対し、宿直担当者を報告した木簡。大学寮は、役人の養成機関である大学を管轄する役所。京内の左京三条一坊(または右京三条一坊)にあったと考えられて

いる。宿直は、夜勤(宿)と日勤(直)の総称。直講は、博士・助教を補佐する大学寮の教官。令外官で、天平二年(七三〇)に四人を置いたのに始まる。

〔濃宜公水通〕は後に大学少允(第三等官)に昇進し、さらに信濃介に転出したことが知られる(『続日本紀』神護景雲二年(七六八)七月壬申朔(一日)条)。

天平寶字八年は七六四年で、この年の九月十一日は藤原仲麻呂(恵美押勝)の乱が勃発し、駅鈴と内印をめぐる争奪戦があった当日である。そうした緊張した政情を背景に考えると、この木簡にも、また違った側面が見えてくるだろう。

「天平寶字」は、孝謙天皇の寝殿の承塵(屋根裏から落ちる塵を防ぐため、部屋の上に張る板・むしろ・布など)の裏に「天下太平」の四字が生じ、駿河国の蚕が「五月八日開下帝釈標知天皇命百年息」という字を作ったことにちなんで名付けられた年号。天平勝寶九歳(七五七)八月十八日に改元した。

46 紀伊国からの荷札2

(二)一次、SD2700出土。宮二―二二二〇)

(表)日高部財郷戸主丹生直真

(裏)天平寶字五年十月

長さ二五〇mm・幅一八mm・厚さ三mm ○一九型式

「日高部財郷」は、『和名抄』の紀伊国日高郡財部郷(今の和歌山県御坊市付近)にあたる。宮一―一八の調壚の荷札にも同様に「日高部財郷」の表記が見える(年紀も天平寶字五年(七六一)と同一である)。「部」と「郡」は字形が似通っているため、時おり混用されたようである。

下部を欠損しており何の荷札かはわからないが、これまでに見つかっている紀伊国の荷札で、品目が判明し、かつ戸主を記載す

るのは、いずれも調塩の荷札である。46も塩の荷札の上部である可能性が高い。一〇月という時期や、木簡の大きさも矛盾しない。この木簡は、ぜひ墨の濃淡に注目してほしい。表面は書き出しの「日高」のほか、「財」「戸」「直」の色が他より濃く、これらの文字を書く直前に墨を継いだことがわかる。裏面は「天平宝字五年」まで一気に書いた後、墨を継いで「十月」と書き進めている。表面は二、三文字ごとに頻繁に墨を継いでいるが、筆や墨の性質によるものか、あるいは郡名・郷名など意味のまとまりごとに継ぐという書き手の意識によるのだろうか。後者の場合、裏面の墨継ぎが「年」の後である点もよく理解できるが、逆に表面の「丹生」と「直」の間で継いでいる点には、やや疑問が残る。

49 大学寮から宿直担当者を報告する木簡2

(三三)次補、SD4100出土。宮四―三七五二

(表) 大学寮解 申宿直官人事

員外大属破斯清道

天平神護元年□月廿四日

[正カ]

(裏) 大学寮宿直

□□无位□廣□

□□丁□□人

[直カ]

長さ二六八mm・幅三二mm・厚さ三mm ○一型式

大学寮が上級官司の式部省に対し、宿直担当者を報告した木簡。大学寮は、役人の養成機関である大学を管轄する役所。京内の左京三条一坊(または右京三条一坊)にあったと考えられている。宿直は、夜勤(宿)と日勤(直)の総称。員外大属は定員外の特任の第四等官。一人で宿直したとは考えにくいから、担当責任者ということだろうか。

裏面にも、大学寮からの宿直担当者の報告と思われる記載が残

るが、表面とは担当者が異なる。一部書式が整わない部分もあるが、式部省でのチェックを受け、不要になったあと大学寮に返送され、同じ材を何度も宿直報告に用いた可能性があり、一つ前の段階の宿直担当者の報告、あるいはその書き損じがそのまま残ってしまったと考えることもできるだろう。

天平神護元年は七六五年。「天平神護」は天平宝字八年(七六四)九月に起こった藤原仲麻呂(惠美押勝)の乱を神靈の護りによって平定したことにちなんだ年号で、翌天平宝字九年正月七日に改元した。

木簡をよむ2―破斯清道は何者か?

49の「破斯」はペルシャ(今のイランを中心とする地域にあった古代西アジアの国家)のこと。普通「波斯」と書くが、偏が違っても通用する場合があったことは、「難波」を「難破」と書くことからわかる(城四三―二〇下(一七五)、城四四―一六上(一三五))。

「破斯」と書かれた部分は、大学寮の員外大属のウジ名にあたる部分なので、出身国名をそのままウジ名として名乗っていたことがわかる(同様の例としては、百濟氏・新羅氏・高麗氏などがある)。すなわち、ペルシャ人が事務官としてではあるが、大学寮に勤務していたことになる。あるいは学識を買われての登用かも知れない。

従来、平城京にやってきたペルシャ人としては、天平八年(七三六)に帰国した天平の遣唐使とともに来日した李密翳が知られるだけだった(『続日本紀』天平八年十一月戊寅(三日)条)。同時に来日した唐の楽人皇甫朝も神護景雲年間(七六七―七七〇)に役人としての活躍が知られており、李密翳との関係は定かでないものの、外国人が八世紀後半の日本古代の役人社会に定着して活躍しているさまがうかがえる。

なお、破斯清道の祖国ペルシャは、李密翳が日本にやってきた頃のウマイヤ朝ペルシャが七五〇年に滅びてアッバース朝が成立するなど、激動の時代を迎えていた。

(三)次補、SD4100出土。宮五―六二二)

(表) □ 神護二年三月廿六日恩 勅叙□□

〔少初カ〕

〔符カ〕

(裏) □ 符軍 □ 符符

○九一型式

表裏両面に墨書のある長大な削屑。裏面は習書で、削屑の状態になつてから書き込まれている。事情は不明だが、称徳天皇による特別の叙位が行われ、その対象となつたことが考選木簡に書き込まれたのであろう。昇進して少初位といふごく低い位階の者までが対象となつていたのであるから、実際にはかなり広範囲の叙位が行われている可能性がある。なお、『続日本紀』によると、この日は国司の任官が行われている(天平神護二年三月辛巳〔二六日〕条)が、叙位のことは見えない。

「神護二年」は天平神護二年(七六六)のこと。「神」字の上の一文字分ほどの空白を隔てて右払いのような残画が認められる。これは「天」の最終画とみても矛盾はなく、本来は「天平神護二年」と記されていた可能性も考えられる。ただ、そうであれば「平」の横画なども残っている方が自然とも思われ、「天平」の二字が省略されているとみるべきかもしれない。四字年号は、しばしば最初の二文字が省略される(55も参照)。

55 省符?と年紀の書かれた削屑

(三)次補、SD4100出土。宮四―四二一六)

□ 省 □

「景雲三年九月廿二日」

○九一型式

「省」の次の文字は、類例からみると「符」と考えられ、SD

4100出土であるから式部省符と推察される。「省符」(式部省符)と同じ日付の組み合わせの削屑が複数あり、何らかの勤務評価の木簡の一部とみられるが、具体的な書式などはわからない。

「景雲三年」は神護景雲三年(七六九)のこと。「神護景雲」は平城宮の東南隅や陰陽寮、伊勢の度会宮の上などに現れた雲にちなんで名付けられた年号で、天平神護三年(七六七)八月一六日に改元、神護景雲四年一〇月一日に宝亀と改元されるまで使用された。現在のところ、日本で最後の四字年号となっている。55では「神護」の二文字を省略し、単に「景雲」とのみ記している。

58 諸司の移の題籤軸

(三)次補、SD4100出土。宮五―六一六五)

(表) 諸司移

(裏) 神護景雲三年

長さ三八九mm・幅二六mm・厚さ九mm ○六一型式

さまざまな役所から式部省に送られてきた文書(移)を貼り継いで巻物としたものの題籤軸。「移」は、統属関係にない同格の役所の間でのやりとりを用いる文書の様式。文書の内容はわからない。

題籤軸は巻物の軸の一種で、文書を巻き付ける軸部の上に幅広の題籤部を作り出し、そこに文書のタイトルなどを記入しておくもの。一々巻物を開かなくても内容が分かるようにする工夫で、題籤部は今の本の背表紙にあたる機能を果たす。軸が折れて題籤部のみ残るものが多いが、58は完形で残っている。上端の厚さは5mmで、下へ行くほど厚くなる。上端の角を落とした丁寧な作り。題籤部の長さは四八mm、軸部分の幅は一〇mm。

神護景雲三年は七六九年。題籤軸は役所内での文書整理や一

の年月日までと書き手が異なるようにも見える。そうだとすれば、

若宮老子が休んだことをこの役所の役人がまず書き、二人がそれぞれ署名をした、ということになる。枚は字形としては牧。下端中央を欠失しているが、ほぼ完形の木簡。下端はゆるやかな圭頭形をしている。

宝亀二年は七七一年。宝亀は一一年まで続き、奈良時代においては天平について長く続いた年号である。宝亀二年(七八一)正月一日、伊勢の齋宮に現れた美しい雲を、天が感応したことによるものとして「天応」と改元した。天応元年の干支は辛酉であり、本来庚申になるべき正月一日を暦日操作により辛酉としていることから、辛酉革命説を意識した改元である可能性が高いと考えられている。

67 公文書の題籤軸

(二)次、SD2700出土。宮二二一九

〔文案カ〕

(表) □公□□□

(裏) 延暦二年八月□□〔月カ〕

長さ(六五)mm・幅(三二)mm・厚(七)mm ○六一型式

題籤軸の題籤部分。題籤軸は巻物の軸の一種で、細い軸部の一端に幅広の題籤部を作り出し、そこに巻物のタイトルを記しておくもの(58も参照)。ちょうど題籤部と軸部の境目で折られていて、軸部は残らない。

表面の「案」は、正式な文書(正文)に対する、控えの文書(案文)の意味。

延暦二年は七八三年。「延暦」の由来については諸説あつて明らかではない。天応二年(七八二)八月一九日に延暦へ改元し

70 讃岐国からの荷札

(二)五九次、SD11600出土。城三二一三下(七八)

だが、改元の詔では中国の年号の歴史を振り返り、君主が即位後年号を改めなかったことはない、と説明する。一方、豊年でめでたいしるしも頻りに現れていると言ふものの、どこで何が出たとの具体的な言及はなく、これ以前の祥瑞を強調した改元と異なる。延暦を境に「大同」「弘仁」「天長」と抽象的な年号が続くことから、延暦は年号の歴史における転換点であったことが指摘されている。

末尾の「月」は、一番上の横画が左右に突き出ている。どうやら別の文字を書きかけて間違いに気づき、そのまま下に筆画を付け足して「月」に仕立て上げたらしい。

(表) 讃岐国山郡三谷郷凡直小野□

(裏) 延暦三年四月十二□□〔日〕

長さ(九四)mm・幅(一七)mm・厚(三)mm ○一九型式

讃岐国山郡三谷郷(讃岐国山田郡三谷郷、今の香川県高松市三谷町一帯)からの荷札。「和名抄」には山田郡とあり、一一の郷名が記されるが、元慶四年(八八〇)三月二六日太政官符所引那珂郡解によると、この当時の山田郡は一〇郷と余戸からなっていた(『類聚三代格』)。三谷郷には古代南海道が通り、三谿駅が置かれていた。

下部を欠損しており物品名はわからないが、讃岐国からは米・塩・海産物が都に届けられている。裏面の延暦三年は七八四年。

凡直氏は瀬戸内海沿岸に勢力をもった豪族。讃岐国山田郡司藤原(東寺百合文書ル函一)に「少領従八位上凡□」の署名がある。延暦一〇年九月一八日、讃岐国寒川郡の人、凡直千繼の

年号の省略

73 備前国からの醬の荷札

言上によると、敏達天皇のときに国造としての業を継承したことにより、紗抜大押直の姓を賜り、庚午年籍のときに大押を改め凡直となつてしまつたが、先祖の業に因つて讃岐公賜姓を願ひ出た。この言上により、千継らは讃岐公の姓を授けられる(『続日本紀』同日条)。長岡京跡左京三条二坊八町の西南築垣南西隅の雨落溝から出土した木簡に、三谷郷の人で讃岐のウジ名をもつ人名が書かれた荷札がある(『長岡京木簡二』八五三号)。

(二一二次、SD2700出土。宮二一二二〇八)

(表) 備前国邑久郡尾^{〔奴カ〕}郷紫^{□□□}醬

(裏) 五斗 五年二月十九日 ^{〔小足カ〕} □□□

長さ(一九二)mm・幅(四四)mm・厚さ(六)mm ○三三型式

備前国邑久郡尾奴郷(今の岡山県瀬戸内市付近)からの醬の荷札。年紀は「五年」とのみ書かれるが、出土層位からみて天平勝宝五年(七五三)または天平宝字五年(七六一)のいずれかである。尾奴郷は『和名抄』にみえる尾沼郷と考えられる。

醬は醬油に似た調味料で、塩分が醬油より濃いものらしい。醬は平城京でも生産されており、その原料を記した木簡も見つかつている(城二二一一五下)。そこでは、大豆六石四斗に対し、同量の六石四斗の塩、一割の六斗四升の麴、一斗二升の酒が原料として上がつており、『延喜式』での醬の製法と比べて、塩がかなり多いなど、原料比率に大きな違いが見える。なお、備前国

から年料の醬を貢進することは『延喜式』にはみえない。

SD2700からは、備前国邑久郡尾奴郷から送られた醬の木簡が三点出土している。大きさ・形状はほぼ同じで、いずれも同筆とみられる(他二点は宮二一二二〇六、二一二二〇七)。73と宮二一二二〇七は日付も同じであるが、不思議なことに記載には若干の違いが見られる。近年の研究では、①同文・同筆・同材の荷札木簡が複数出土することがあり、②形状(型式)は異なる場合もあるが、③おそらくは一つの荷物に付けられており、④荷物の外側と内側に付けられていた可能性が高い、という指摘がある。またこうした事例のうち、駿河国(今の静岡県東部の、伊豆半島を除く地域)のカツオの場合は、若干記載内容の異なる二点が一組で用いられたことも明らかになっている。ただし、この備前国邑久郡の醬の荷札の場合、記載内容のばらつき方が、担当者らしき署名の有無、容積の有無、品目の違いなどが含まれていて独特であり、一つの荷物に複数の荷札が添付された例とみてよいか問題が残る。

参考 年号が記された土器

(二三九次、SD10550出土。『平城宮

出土墨書土器集成Ⅱ』七六七号)

天應元年

土師器杯Bの底部外面に墨書がある。天應元年は、七八一年。天応については、64を参照。天応の年号を記した木簡は、現在のところ平城宮・京跡からは出土していないが、墨書土器では出土例がある。

【木簡が見つかった遺構】

SD170 (藤原宮東方官衙北地区、展示番号1)

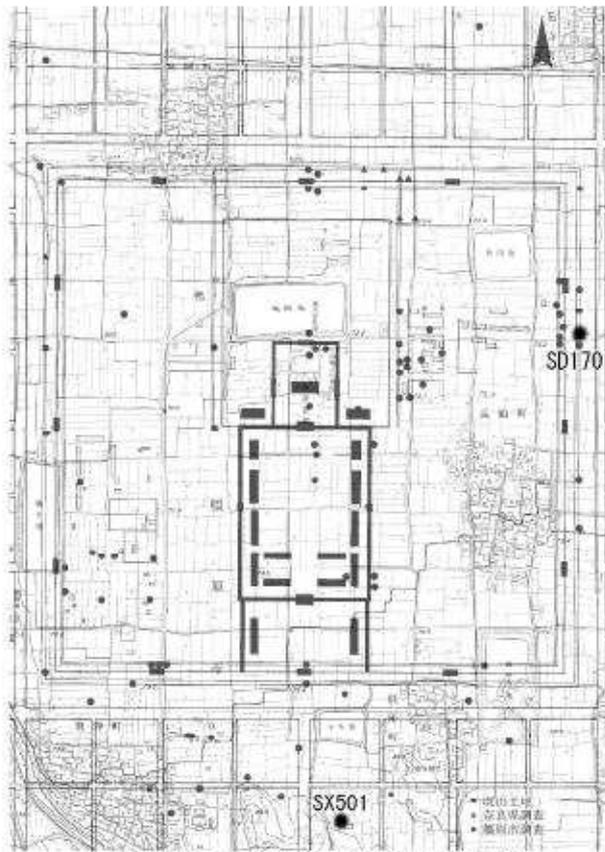
一九八〇年

藤原宮東面大垣SA175の東約二〇mを北流する素掘りの南北溝で、宮東面外濠にあたる。溝の規模は、幅五・五×六・〇m、深さ約一・二m。木簡は、奈良県教育委員会の調査で見つかったものも含め、二九六九点(うち削屑一〇四点)が出土している。

SX501 (藤原宮左京七条一坊西南坪、展示番号4)

二〇〇一年

東西約二三m、南北一〇m以上の浅い池状の遺構。観賞用の池ではなく、窪地のようなもの。木簡を含む大量の木屑によって人為的に一気に埋め立てられている。木簡は、大宝元年(七〇二)・二年における衛門府の活動を示すものを多数含んでおり、埋め立ての時期は大宝二年末ないし大宝三年初頭頃と考えられる。木簡の出土点数は、一万二六一五点(うち削屑一万一八九六点)に達し、飛鳥・藤原地域で最多の点数を誇る。



藤原宮および周辺木簡出土地点図

● 今期展示する木簡の出土地

第一次大極殿院整地土 (平城宮第一次大極殿院、展示番号7)

二〇〇二年

第一次大極殿院造営当初に施された整地土。大極殿院内のうち、磚積擁壁南側の内庭広場から南面築地回廊にかけて広がる。木簡は、整地土に紛れ込んだ単発的な状態で、計一四点出土した。

SD3825A

(平城宮第一次大極殿院西辺佐紀池南岸、展示番号10)

一九七五年

SD3825は、第一次大極殿院の西辺を画して南流する平城宮の西大溝。池SG8190を起点とし、大きく三時期に分けられている。大極殿院の時期に属するSD3825Aは、最大幅一・八m、深さ約五〇cmを測る。SD3825Bは、SG8190の造成に伴って堤を築いたあと、取水口を東に約七〇cmずらして新たに掘削している。SD3825Cは、SG8190南堤の改修に伴い、SD3825Bを掘り直した南北溝。取水口をさらに東に付け替えている。木簡は、三時期合わせて二六四点(うち削屑一二七点)出土した。10はSD3825Aの時期のものである。

SD3035 (平城宮造酒司地区、展示番号13)

国宝 一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。奈良時代前半の壺亀・養老・神亀(七一七〜七二九年)の年号をもつ木簡がまとめて出土している。ただし、最上層からは天平勝宝八歳(七五六)一〇月の年紀のある木簡(宮二二二四七)が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。なお、木簡は溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることでもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

出土木簡は、同じく造酒司内で検出された井戸SE3046および溝SD3047・3050出土木簡とともに、平城宮造酒司出土木簡として二〇一五年に重要文化財に、さらに平城宮跡出土木簡の一部として二

○一七七年に国宝に指定された(五六八点(うち削屑三五九点))。

SE037 (薬師寺境内地、展示番号16)

一九七七年

東僧房の北方で検出した井戸。平面が一辺約1mの方形で、深さは約1・7m。井戸枠は遺存しない。木簡は、埋土から多量の木片などとともに二三三点(うち削屑一六九点)出土した。原形をとどめる木簡は少なく、大半は箸状に縦割りしたものや削屑であるが、長方形の木片に千字文の習書とともに、「靈龜二年三月」と墨書したもの(16)をはじめ、同年の年紀のあるものが三点出土している。曲物の底に「那」を書いたものや、「靈」の文字とともに亀の絵を墨書したもの(Ⅲ期展示18)もある。全体として習書木簡が多いことが特徴で、付札や貢進物荷札はみられず、文書木簡も少ない。

共存する瓦や土器の年代観から、SE037は木簡に見える靈龜二年(七一六)、もしくはそれからあまり隔たらない頃に廃絶したと考えられる。『薬師寺縁起』によれば、平城京への移建は養老二年(七一八)で、薬師寺の造営工事に関係する井戸であろう。

SD11640 (平城宮壬生門東方南面大垣、展示番号19)

一九八四年

平城宮南面大垣東端から西に五〇mの位置で南面大垣を横断する、幅三・五m、深さ〇・八mの南北溝。北端は大垣内側の東西溝SD4100に接続し、南面大垣を抜けたあと、二条大路北側溝SD1250に合流する。溝の埋土の上に大垣本体が築かれているが、暗渠などの痕跡はない。木簡は一一七一点(うち削屑一〇三〇点)が出土した。靈龜二年(七一六)から神龜五年(七二八)までの年紀のある木簡を含み、神龜年間以降の早い時期に埋め立てられたと考えられる。溝が機能していた時期にはこの部分の南面大垣は分断されていたことになるが、遷都から二〇年近くも開渠のままだったとは考えにくいから、宮東南隅部分での改作の際に、パイプ的な排水溝として臨時に開削したものか。なお、隣接する東面大垣においても、大垣を横断する二時期にわたる開渠の痕跡が確認されており、同様の機能を果たした溝とみられる。

SD4951 (平城宮小子門地区、展示番号22)

一九六七年

東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。展示木簡が出土した小子門付近の調査(平城第三九次調査)では、木簡は二九〇点(うち削屑二二〇点)出土した。二条大路北側で西から流れてくる二条大路北側溝SD1250を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。

SD4100 (平城宮宮城東南隅地区、展示番号25、43、49、52、55、58、61)

一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東面大垣内側の南北溝SD3410に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間(七一七〜七二九)から宝龜元年(七七〇)のものまでを含むが、養老・神龜年間のものには南面大垣を横断する南北溝SD11640と一連の遺物とみられ、東西溝SD4100の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間(七七〇〜七八一)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡もわずかに含まれる。木簡は約一万三千点(うち削屑約一万二千点)出土した。

SK2102 (平城宮内裏北方官衙地区、展示番号28、34)

国宝 一九六四年

内膳司と推定される官衙のうち、東半の広場部分で見つかったゴミ穴密集地域のゴミ穴の一つ。SK2101のすぐ北に位置する、東西三・八m、南北二・四m、深さ〇・三mの浅い穴である。出土木簡は、SK870・SK2101・SK2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に指定され、さらに平城宮跡出土木簡の一部として二〇一七年に国宝に指定された(二〇一点(うち削屑七九点))。

SD5300 (平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構(北)、展示番号31) 二条大路木簡 一九八九年

平城京左京二条二坊八坪(光明皇后宮、旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。木簡は約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

SD3113 (平城宮東院地区西辺、展示番号37) 一九六五年

門とみられる礎石建物SB3116の基壇の東にある、素掘りの南北溝。二時期があり、上層の新しい溝は幅九〇cm、深さ二〇cmで、SB3116にともなう溝と考えられる。下層の古い溝は、幅一・七m、深さ三〇cmで、一部SB3116の基壇の下に入りこんでいるから、SB3116より古い。木簡は、古い溝から天平勝宝八歳(七五六)十一月の年紀のある文書木簡一点が出土した。

SD2700 (平城宮内裏東方官衙地区、展示番号40、46、67、73) 一九六五年

平城京の北東に位置する水上池の南西部に端を発し、内裏東辺を南流してその排水を集める平城宮の東大溝。内裏東辺では石の護岸をもつが、それより南では一部に木杭による護岸がみられる程度となる。東区朝堂院・朝集殿院東辺の東方官衙のどこかの地点で東に折れ、SD3410に接続していたとみられるが、その地点は未詳。内裏周辺では、天平期以降の多量の遺物が層位的に堆積していることが知られている。

SK19189 (平城宮東方官衙地区、展示番号64) 二〇〇八・〇九年

平城宮東方官衙で見つかったゴミ穴。東西約一一m、南北約七m、深さ約一mの巨大なもので、輪郭が炭化した状況を示すことから、ゴミを焼却するための穴とみられる。ゴミの投棄と焼却を、穴を拡張しながら

何度か繰り返しているらしい。

木簡は、宝亀元年(七七〇)前後の衛府に関わるものが大部分を占めており、宝亀三年二月に行われた称徳天皇没後の行政改革の一環としての衛府の統廃合(外衛府の廃止とそれに伴う舎人の近衛府・中衛府・左右兵衛府への分配。『続日本紀』宝亀三年二月丁卯(十六日)条)に伴う造営工事のゴミ処理施設とみられる。木簡は削屑が中心であるため、土ごとコンテナに入れて整理室に持ち帰り順次洗浄作業を進めているが、最終的に数十万点に達する可能性がある。また、木簡以外にも、食物残渣、炭、造営部材やその端材・はつり屑、檜皮、さまざまな植物や昆虫類など、膨大な量のさまざまな遺物が日々洗浄作業によって確認されつつある。

なお、SK19189は焼却土坑としては平城宮で初めての発見となったが、周辺には同様のゴミ穴が他にも多数あることが確認されている。これらのゴミ穴より新しい建物も見つかっているから、造営工事終了後には埋め戻され、再び役所の建物用地として利用されたことがわかる。

SD11600 (平城宮造酒司南宮内道路南側溝、展示番号70) 一九八四・九五

造酒司と東院の間を東西に通る宮内道路SF11580の南側溝。西流して、西端で南北大溝SD3410に接続する。幅五・五・八m、検出面からの深さ約一mの大規模な溝。

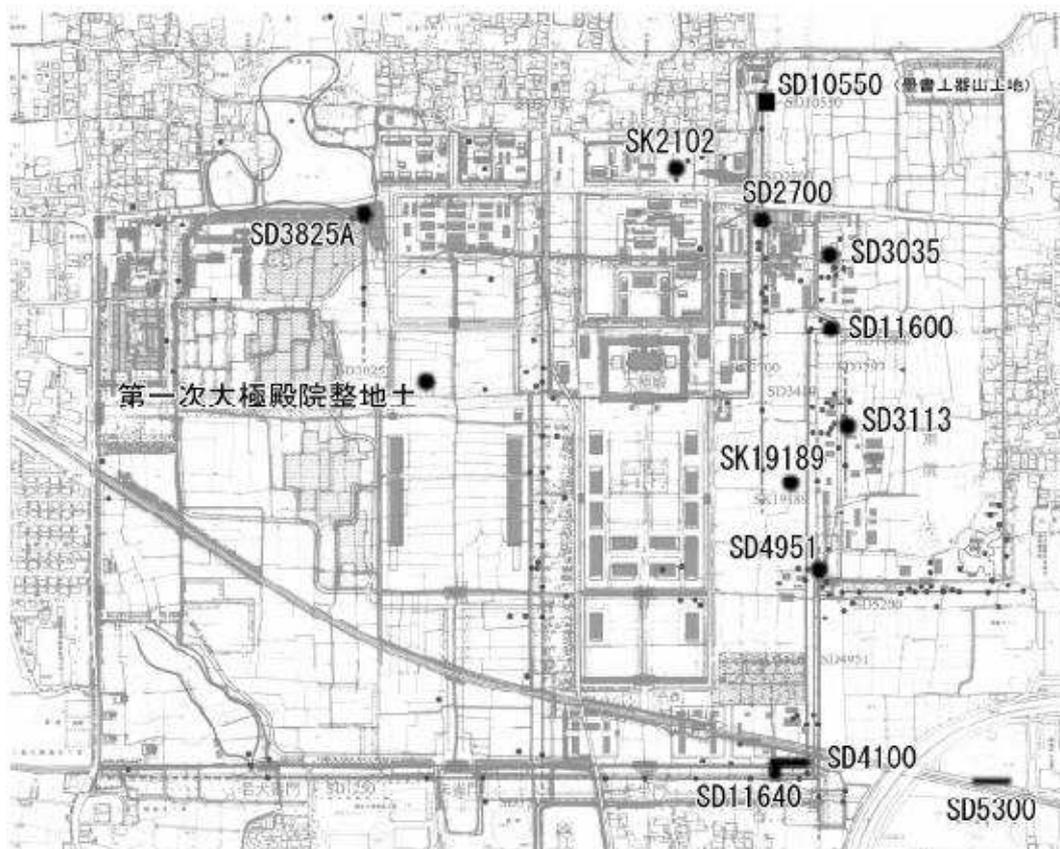
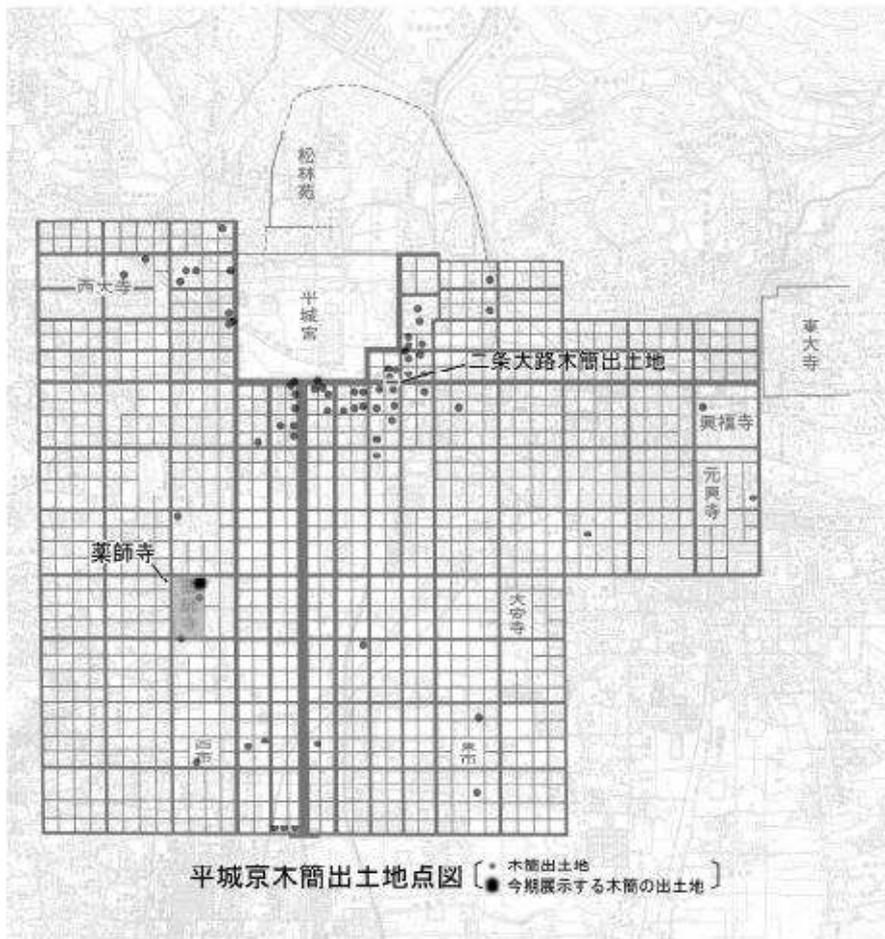
木簡は、これまでに計二八一六六(うち削屑二四九九点)出土している。宝亀および延暦の年紀をもつものがあり、内容としては春宮坊(皇太子は山部親王か)・皇后宮職(桓武天皇の皇后藤原乙牟漏か)に関わるものが含まれる。木簡の他に、鳥形硯、人形、斎串、椀扇も出土しており、墨書土器には「田」「西」「西宅」「神/西殿子」「中衛」「御」「酒」「酒司」「益頭」「四日大風/廿七」「養」「道」などがある。

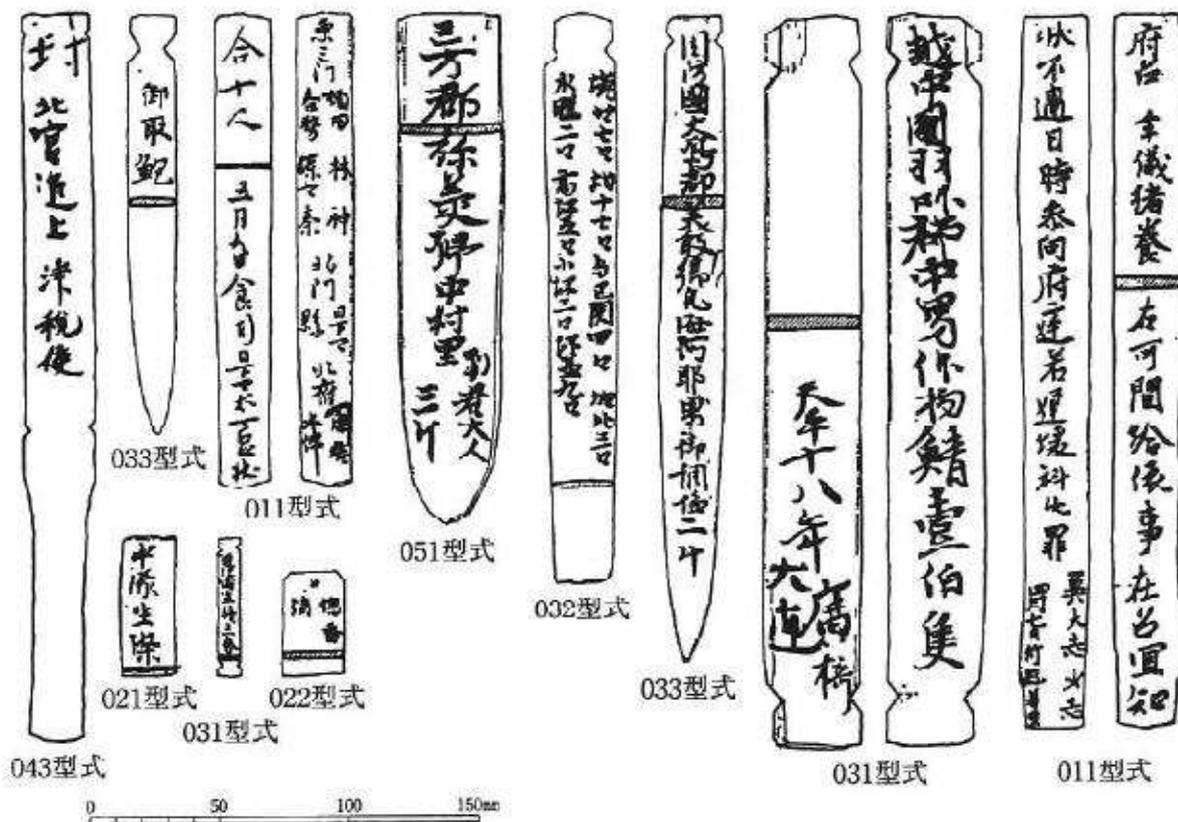
SD10550 (平城宮内裏北外郭東北部、展示番号参考) 一九八二年

平城宮東部の東大溝SD2700に東から注ぐ東西溝。幅二・七m、

深さ一・七mの素掘りの溝。木簡は六三点（うち削屑七点）出土した。堆積土は上下二層あり、下層からは天平元年（七二九）と天平六年（七三四）の紀年銘木簡、最上層からは天応元年（七八一）銘の墨書土器（参考）も出土している。

（奈良文化財研究所史料研究室）





【木簡の型式分類とその説明】

- 一型式 長方形の材のもの
- 一五型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 二一型式 小型矩形のもの
- 二二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 三二型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの
- 三三型式 方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 八一型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 九一型式 削屑